

千葉県告示第218号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和3年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

令和3年 3月31日

千葉市長 神谷俊一

- 縦覧期間 令和3年4月1日から4月30日まで
(土曜日、日曜日、祝日、休日開庁日を除く。)
- 縦覧場所 東部市税事務所資産税課 (若葉区役所内)
西部市税事務所資産税課 (美浜区役所内)
中央市税出張所 (中央区役所内)
花見川市税出張所 (花見川区役所内)
稲毛市税主張所 (稲毛区役所内)
緑市税出張所 (緑区役所内)